

(報 告)

平成29年度京都府いじめ調査(2回目)の結果について

いじめ防止対策に関連し、府のいじめ調査結果(2回目)を取りまとめましたので、下記のとおり報告します。

平成30年2月22日

教育長 橋本 幸三

記

1 平成29年度京都府いじめ調査(2回目)の概要

※別紙1のとおり

2 いじめ調査(2回目)の結果(小中学校・府立学校)

※別紙2のとおり

# 別紙1

## 平成29年度いじめ調査(2回目)の実施について(概要)

### 1 調査の目的

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する人権侵害であり、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。本調査は、いじめの実態把握を行うことにより、早期発見・早期対応に繋げていくことを目的とする。

### 2 調査対象

府内の全公立小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校の児童生徒(京都市立学校を除く。)

### 3 調査方法

学校は、全ての児童生徒を対象にいじめのアンケートと個別の聞き取り調査を実施する。

※ アンケートについては、原則として記名式とするが、児童生徒が氏名を書かない選択肢を残すこととする。なお、市町(組合)教育委員会の判断により無記名も可とする。

※ 特別支援学校の児童生徒及び小学校1・2・3年生に対しては、アンケートによらない調査方法も可とする。

※ 長期欠席者等については、家庭訪問等により、きめ細かな状況の把握に努めることとする。その場合、アンケートによらない調査方法も可とする。

### 4 調査の実施

(1) 2回目の調査は3の調査方法により、市町(組合)教育委員会が定める期日までに実施する。

(2) 2回目の調査の実施後は、アンケート・面談・日常の観察等、学校の実態に応じて平成30年3月末までに調査を実施する。

(3) 各学校における調査については、学校の実態に応じて適切な時期に実施する。

### 5 結果の集計

(1) 調査により認知したいじめについて、次の項目で集計する。

認知	児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。 ※「兄弟間のいじわるやけんか、親に叱られた等家族の間で生じたケース」は除く。
解消	国の「いじめの防止等のための基本的な方針」におけるいじめが「解消している」状態に基づいて判断する。 いじめに係る行為が相当の期間止んでおり、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないもの(相当の期間とは、少なくとも3カ月を目安とする)
未解消	○次の3区分で集計する。 見守り：いじめに係る行為が止んでおり、被害児童生徒も心身の苦痛を感じていないが、行為が止んでから相当の期間が経っていないもの(相当の期間とは、少なくとも3カ月を目安とする)。 要支援：いじめに係る行為は止んでいるが、被害児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。 要指導：いじめに係る行為が止んでおらず、被害児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。
重大事態	「いじめ防止対策推進法」第28条第1項に定める事態 ①いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるもの。 ②いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるもの。(「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。)

(2) 各項目ごとに「件数」を集計する。また、認知及び重大事態の「態様」について集計する。

(3) 集計には、アンケート等で把握したもの他に、教職員が日常的に把握したものも含むものとする。

### 6 結果の公表

(1) 学校は、調査結果について教職員以外の外部(学校評議員、スクールカウンセラー等)の視点を取り入れた第三者による検証を行うとともに、学校だより等を活用して保護者に結果を知らせる等、学校、家庭、地域が連携していじめ問題に取り組むよう努める。

(2) この調査の報告結果については、原則公表するものとする。

別紙2

平成29年度いじめ調査(2回目)の結果について(小・中・義務教育学校)

1 アンケートの実施状況

(1) 対象児童生徒数等 (単位:人)

	学校数	在籍者数	調査数	未調査者数		
				家庭訪問による調査(内数)	未調査者数	前年から連続して未調査者数(内数)
小学校	210	61,859	61,632	39	227	149
中学校	96	30,272	30,064	280	208	134
合計	306	92,131	91,696	319	435	283

(2) アンケート方法 (単位:校)

	小学校		中学校	
	府様式	独自様式	府様式	独自様式
記名式	181	18	77	12
無記名式	10	1	7	0
合計	191	19	84	12

2 認知件数及び解消・未解消件数 (単位:件)

	小学校							中学校						
	認知	解消	未解消		重大事態		認知	解消	未解消		重大事態			
			見守り	要支援	要指導	要支援			要指導	見守り	要支援	要指導	要支援	要指導
府立							10	2	3	3	2	1	0	
向日市	707	38	441	57	171	0	0	54	1	40	10	3	0	0
長岡京市	878	5	557	145	171	0	0	65	2	39	14	10	0	0
大山崎町	155	6	91	17	41	0	0	10	0	10	0	0	0	0
宇治市	1,503	122	1,217	55	109	0	1	130	5	91	15	19	0	0
城陽市	729	11	592	50	76	0	0	48	0	36	5	7	0	0
八幡市	679	32	576	32	39	0	0	65	0	35	12	18	0	0
京田辺市	636	179	347	44	66	0	0	48	1	30	13	4	0	0
木津川市	1,472	168	1,101	114	89	0	0	90	8	70	4	8	0	0
久御山町	210	0	175	33	2	0	0	20	3	17	0	0	0	0
井手町	35	0	35	0	0	0	0	4	0	4	0	0	0	0
宇治田原町	77	28	26	20	3	0	0	9	1	3	5	0	0	0
精華町	388	25	297	34	32	0	0	23	0	11	8	4	0	0
相楽東部連合	11	0	9	2	0	0	0	3	1	2	0	0	0	0
亀岡市	813	12	675	98	28	0	0	62	2	43	6	11	0	0
南丹市	184	3	140	30	11	0	0	14	0	14	0	0	0	0
京丹波町	106	14	78	10	4	0	0	1	1	0	0	0	0	0
綾部市	256	5	179	40	32	0	0	31	0	24	4	3	0	0
福知山市	817	62	391	76	288	0	0	44	1	31	8	4	0	0
舞鶴市	842	0	684	140	18	0	0	111	0	71	34	6	0	0
宮津市	186	32	119	17	18	0	0	61	8	20	4	29	0	0
京丹後市	437	165	268	4	0	0	0	21	0	19	2	0	0	0
伊根町	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
与謝野町	56	7	36	8	5	0	0	9	0	7	2	0	0	0
中学校組合								6	5	1	0	0	0	0
合計	11,179	914	8,035	1,026	1,204	0	1	939	41	621	149	128	1	0

3 いじめの態様 (単位:件/複数回答可)

態様	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	合計
小学校	6,429	2,191	3,250	1,587	419	848	1,380	180	1,172	17,456
中学校	624	135	186	64	11	40	49	59	118	1,286

- ①冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間はずれ、集団による無視される。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。
- ⑨その他

4 未調査者の状況 (単位:人)

理由	小学校	中学校
保護者、生徒とも居所不明	0	0
保護者とは接触できるが、本人に会うことができず、その状況が把握できない。	14	43
保護者や児童生徒が調査に応じられない状況にない。	42	72
フリースクール等の学校以外の施設に通所	166	87
病院・入院・死亡等により調査ができない。	1	4
その他	4	2
合計	227	208

# 平成29年度いじめ調査(2回目)の結果について(府立学校)

## 1 アンケートの実施状況

(1) 対象児童生徒数 (単位:人)

	在籍者数	調査数	家庭訪問等による調査(内数)	未調査数	前回から連続して未調査の数(内数)
特別支援	1,255	1,250	11	5	3

(2) アンケート方法 (単位:校)

	高校		特別支援学校	
	府様式	独自様式	府様式	独自様式
記名式	45	2	13	1
無記名式	0	0	0	0

## 2 認知・解消件数

(単位:件)

	認知	解消	未解消			重大事態	
			見守り	要支援	要指導	要支援	要指導
高校(全日制)	232	36	102	51	43	0	0
高校(定時制)	26	5	12	2	7	0	0
高校(通信制)	0	0	0	0	0	0	0
高校合計	258	41	114	53	50	0	0
特別支援学校	78	14	26	15	23	0	0
合計	336	55	140	68	73	0	0

## 3. いじめの態様

(単位:件/複数回答可)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	合計
高校(全日制)	145	33	22	8	3	30	16	29	22	308
高校(定時制)	15	1	3	2	1	2	2	1	4	31
高校(通信制)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別支援学校	46	10	19	10	3	3	18	5	8	122

※ いじめの態様については、複数回答可

- ① ひやかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑨ その他

## 4 未調査者の状況

(単位:人)

理由	全日制	定時制	通信制	特支学校
保護者、生徒とも居所不明	1	0	—	0
保護者とは接触できるが、本人に会うことができず、その状況が把握できない。	10	5	—	2
保護者や生徒が調査に応じられる状況にない。	15	4	—	0
フリースクール等の学校以外の施設に通所	0	0	—	0
進路変更(転学・退学)の手続き中である。	13	0	—	0
休学中、または休学の手続き中である。	32	2	—	1
施設に入所中である。	0	0	—	1
留学中である。	9	0	—	0
本人の心身が不安定なため、調査に応じられない。	9	1	—	0
病気・入院・死亡等により調査ができない。	9	1	—	1
合計	98	13	※	5

※ 通信制はスクーリング受講生徒のみを調査対象としている

＜参考＞

京都府いじめ調査の結果(平成28年度・29年度1回目)について

1 対象児童生徒数

学校種	平成28年度						平成29年度										
	1回目調査			2回目調査			1回目調査			2回目調査							
	学校数	在籍者数	調査数	未調査者数 (内訳)	前年から連続 して未調査の 数(内訳)	在籍者数	調査数	未調査者数 (内訳)	前年から連続 して未調査の 数(内訳)	学校数	在籍者数	調査数	未調査者数 (内訳)	前年から連続 して未調査の 数(内訳)			
小学校	210	62,313	62,108	297	205	125	62,282	62,069	46	213	171	210	61,823	61,606	22	217	107
中学校	97	31,009	30,799	164	210	109	30,993	30,804	227	189	141	96	30,301	30,102	207	199	72
高等学校	47	34,639	34,538	52	101	2	34,390	34,284	55	106	27	47	34,115	34,062	32	53	1
特別支援学校	11	1,540	1,527	6	13	3	1,548	1,540	5	8	3	11	1,534	1,527	9	7	3
計	365	129,501	128,972	519	529	239	129,213	128,697	333	516	342	364	127,773	127,297	270	476	183

2 認知・解消件数

学校種	平成28年度						平成29年度										
	1回目調査			2回目調査			1回目調査			2回目調査							
	1段階 認知	1段階 解消	2段階 認知	2段階 解消	3段階 認知	3段階 解消	1段階 認知	1段階 解消	2段階 認知	2段階 解消	3段階 認知	3段階 解消					
小学校	13,603	13,465 (99.0%)	268	130	0	0	12,113	11,992 (99.0%)	247	126	0	0	13,112 (98.8%)	209	45	0	0
中学校	1,466	1,358 (92.6%)	190	82	1	0	1,119	1,006 (89.9%)	190	77	1	0	1,154 (90.0%)	155	27	1	0
高等学校	364	281 (77.2%)	97	14	0	0	295	235 (79.7%)	71	11	0	0	236 (74.4%)	87	6	0	0
特別支援学校	97	77 (79.4%)	24	4	0	0	93	60 (64.5%)	47	14	0	0	38 (60.8%)	0	0	0	0
計	15,530	15,181 (97.8%)	579	230	1	0	13,620	13,293 (97.6%)	555	228	1	0	14,972 (97.3%)	489	78	1	0

3 調査対象期間

1 回目調査…4月から1学期以内の任意の期間

2 回目…1回目調査後から12月まで

4 調査結果の集計区分(旧調査による区分)

【第1段階】 アンケートと聞き取り調査の結果を踏まえ、児童生徒が「いやな思いをした」と感じたものを幅広く把握したもの

※「ふざけて回答したケース」「明らかに一過性のけんか」「兄弟間のいじわるやけんか、親に叱られた等、家族の間で生じたケース」は除く

【第2段階】 1段階で把握したものうち、教職員が組織的に継続的に指導や経過観察の必要があるもの

【第3段階】 2段階で把握したものうち、学校として、児童生徒の生命又は身体が脅かされるような重大事態に至ると考えられるもの

京都府いじめ調査の見直しについて

1 京都府いじめ調査見直しの背景

(1) 「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定

平成29年3月14日に国の「いじめの防止等のための基本的な方針」が改定され、「いじめが解消された状態」が示された。

※ なお、今後、この国の改定を踏まえ、「京都府いじめ防止基本方針」の改定を予定している。

【いじめが解消された状態】

- ① いじめに係る行為が止んでいること  
いじめが止んでいる状態が相当の期間継続していること。  
相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと  
判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

(2) 「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」調査票の変更  
京都府いじめ調査における2段階の内、「解消したように見えていても引き続き経過観察が必要なもの」に相当する、「一定の解消が図られたが、継続支援中」の項目が削除され、「解消」か「未解消」の二者択一となった。

【変更前】

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
区分	解消しているもの	一定の解消が図られたが、継続支援中	解消に向けて取組中	その他	計

【変更後】

	(1)	(2)	(3)	(4)
区分	解消しているもの(日常的に観察継続中)	解消に向けて取組中	その他	計

2 府教育委員会の基本的な考え方

府教育委員会では、被害児童生徒の生命・身体の尊重を第一に、いじめを早期に発見、対応するため、児童生徒が「嫌な思いをした」ものから広く、丁寧に把握してきた。

今回、「1 京都府いじめ調査見直しの背景」を踏まえ、京都府いじめ調査の見直しを行うが、いじめを丁寧に把握し、早期に対応していく姿勢は変わらない。

また、いじめが「解消している」状態であったとしても、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

### 3 府いじめ調査見直しの方向性

#### (1) いじめの認知について

- ①認知したいじめを、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」のいじめが解消された状態を基に、次のA～Dの4区分に分類して把握する。
- ②認知したいじめの内、重大事態に該当する事象を把握する。

		いじめに係る行為		
		止んでいない	止んでいる	
			3ヶ月未満	3ヶ月以上
被害児童生徒の心身の苦痛	ある	A	B	
	ない	/	C	D

- A - 要指導
- B - 要支援
- C - 見守り
- D - 解消

- A - 要指導 いじめに係る行為が止んでいない状態
- B - 要支援 いじめに係る行為が止んでいるが、被害児童生徒が心身の苦痛を感じている状態
- C - 見守り いじめに係る行為が止んでおり、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないが、いじめに係る行為が止んでから相当の期間(少なくとも3ヶ月を目安とする。)が経過していない状態
- D - 解消 いじめに係る行為が止んでおり、被害児童生徒が心身の苦痛を感じておらず、いじめに係る行為が止んでから相当の期間(少なくとも3ヶ月を目安とする。)が経過している状態  
(「解消している状態」に至った場合でも、日常的に注意深く観察する必要がある。)

#### (2) 追跡調査について

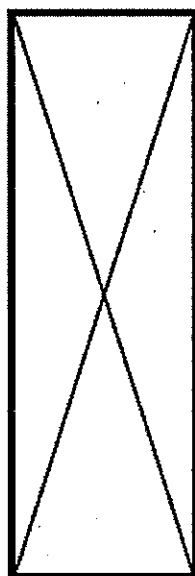
調査で認知したいじめについて、調査実施後3カ月経過後に、面談等による追跡調査を実施し、いじめの解消の状態を確認する。

<例>

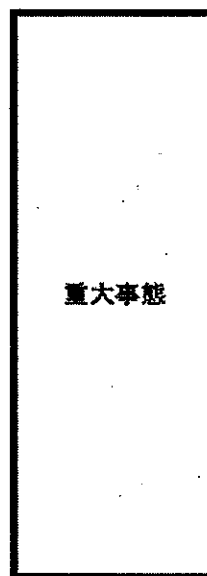
認知件数	1000件	未解消	A 要指導 10件
			B 要支援 10件
			C 見守り 970件
		D 解消 10件	

(解消率:1%)

【従来の1段階】



【従来の2段階】



【従来の3段階】

